



令和7年4月11日

県政記者クラブ報道機関 各位

山形県観光文化スポーツ部観光交流拡大課長

ラーメン・そば事業者の県外イベント出店経費を支援します！

山形県では、本県が誇る多様なラーメンとそばの魅力を国内外へ広く情報発信し、「ラーメン県そば王国」としての知名度の向上を図るとともに、麺類をきっかけとした観光誘客と消費拡大による地域活性化に繋げる取組みを進めております。

この度、山形県内のラーメン及びそば事業者を対象に、県外のグルメイベントへ出店する際の費用の一部を補助する制度を今年度新たに創設いたしました。

つきましては、本取組みについて広く周知くださいますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 補助制度の概要（※別添のチラシも御参照ください。）

（１）補助対象事業者（次の①～③のいずれかに該当する事業者・団体）

- ①山形県内に本店があり、日常的に店舗型での営業によりラーメン又はそばを調理・販売している者（販売のみで調理を行わない者は除く。）、及びこれら複数のものにより構成される任意団体
- ②山形県麺類飲食生活衛生同業組合及びその構成団体
- ③ラーメン又はそばの研究会等で知事が認めるもの

（２）対象となるイベント

ラーメン又はそばをはじめとする飲食物の販売をメインとして山形県外の会場で開催される催しで、かつ、不特定多数の一般消費者が参加できるもの（※山形県又は山形県内の市町村が主催するものは除く）

(3) 補助要件（次の①～③をすべて満たすこと）

- ①補助金の交付申請事業者が過去に出店経験のない県外イベントであり、ラーメン又はそばを調理・販売すること（※販売のみでイベント会場で調理を行わないものは除く。）
- ②イベント会場内で、山形県が製作した「ラーメン県そば王国やまがた」ロゴマーク入りののぼり旗を掲げるか、左記ロゴマーク入りのノベルティの配付またはロゴマークの掲示を行うこと
- ③イベント来場者に対して、山形県の観光または山形県全体のラーメン・そばに関するプロモーションを併せて実施すること

(4) 補助対象経費

- ・ イベント出店料（※売上に応じた歩合の負担分は対象外）
- ・ イベント出店にあたっての移動に係る高速道路使用料、公共交通機関利用料、宿泊費
- ・ イベント出店時や終了後における材料・備品類等の配送代 等

(5) 補助金額

補助対象経費の合計額の 1 / 2（※千円未満切捨て）

上限額：30 万円

（例：補助対象経費の合計額が 70 万円の場合、補助金額は 30 万円となる）

2 補助金の交付要綱や申請様式の掲載場所

山形県ホームページ内の下記 URL において、本補助金の交付要綱や各種手続きに必要な各様式を掲載しております。

<https://www.pref.yamagata.jp/110011/ramensobahojo.html>

（左記 URL の
二次元コード→）



【問合せ先】

山形県観光文化スポーツ部観光交流拡大課
（観光プロモーション担当）

観光プロモーション専門員 高内

TEL：023-630-2580

〔広報監〕観光文化スポーツ部次長 丸子